

財形制度をめぐる現状と これまでの対応

1-1. 勤労者財産形成貯蓄制度の概要

○勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）制度は、勤労者（財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄は55歳未満）が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられている。

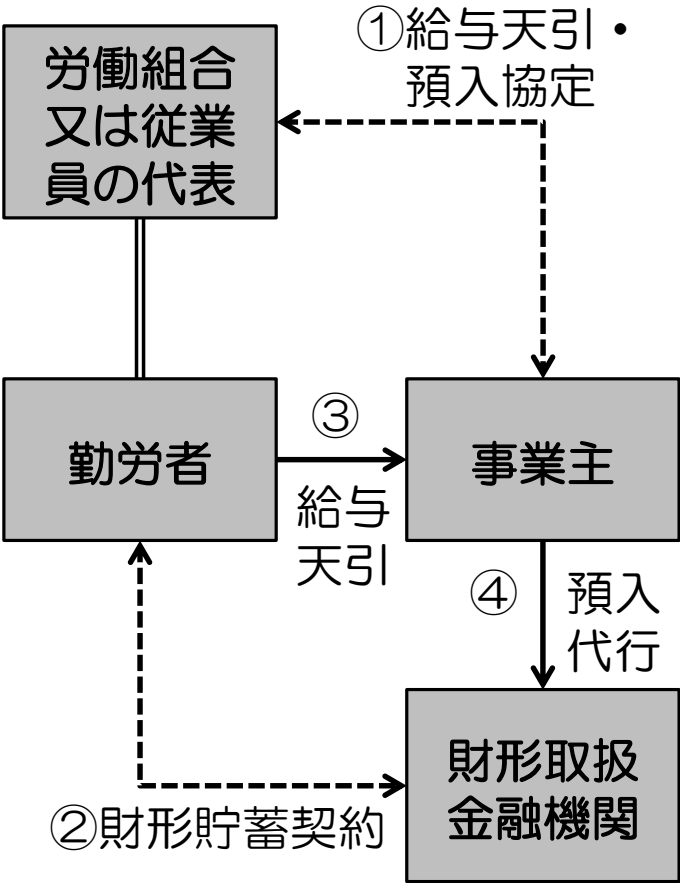
勤労者財産形成貯蓄制度 (財形貯蓄取扱機関：銀行、証券、生保、損保等)

一般財形貯蓄(S46.6～) ※年齢要件なし
○目的自由
●利子等は課税
契約数508万件、貯蓄残高11兆1,573億円 (R2.3末)

財形年金貯蓄(S57.10～) ※貯蓄開始は55歳未満
○年金として受取（満60歳以上）
○定額型・逡増型・前厚型から受取方法を選択
●財形住宅と合わせて550万円（生命保険等の場合は385万円）まで利子非課税
契約数161万件、貯蓄残高2兆9,079億円 (R2.3末)

財形住宅貯蓄(S63.4～) ※貯蓄開始は55歳未満
○住宅の取得・増改築等の費用に充当
●財形年金と合わせて550万円まで利子非課税
契約数64万件、貯蓄残高1兆6,261億円 (R2.3末)

【財形貯蓄制度の仕組み】



1-2. 財形持家融資制度の概要

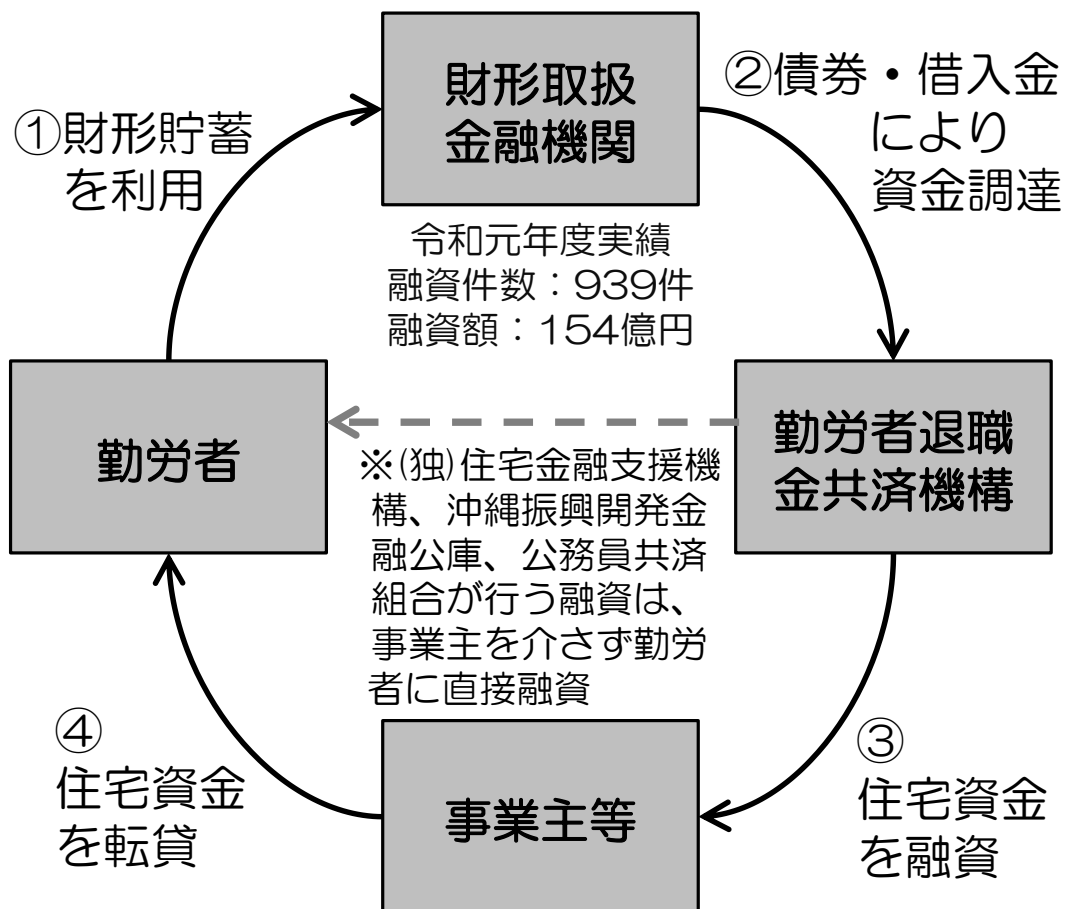
○財形持家融資制度は、財形貯蓄を利用している勤労者に対し、保有する財形貯蓄残高の10倍(上限4,000万円)の範囲内で、事業主を通じて(転貸融資)又は直接に(直接融資)、住宅を建設・購入又は改良するために必要な資金を融資する制度。

財形融資制度(S52.4~)

(独)勤労者退職金共済機構等が債券の発行及び借入金により、財形貯蓄取扱金融機関より資金を調達(財形貯蓄総残高の1/3を限度)して融資

- 財形貯蓄制度を利用している勤労者に対し、持家の取得等の資金を融資
- 融資方法は、以下の3点
 - ① (独)勤労者退職金共済機構が事業主等を通じて行う**転貸融資**
 - ② 公務員に対してその共済組合が行う**直接融資**
 - ③ 転貸融資制度のない等の場合に(独)住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫が行う**直接融資**
- 融資限度額… 財形貯蓄残高の10倍(最大4,000万円)
- 貸付金利(5年固定)…年0.68%※
 - ※ 団体信用生命保険料は含まれていない(令和3年1月1日現在)
- 償還期間… 35年以内

【財形融資制度の仕組み】



1 - 2. 財形持家融資制度の概要

○財形持家融資制度の特例措置等

特例措置

■子育て勤労者向け金利優遇措置（平成27年7月1日～令和3年3月31日）

⇒18歳以下の子等^{*}を扶養している勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 勤労者の三親等内の親族（勤労者の配偶者の三親等内の親族を含む。）

■中小企業勤労者向け金利優遇措置（平成26年4月1日～令和3年3月31日）

⇒中小企業^{*}の勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 従業員規模が300人以下

特例措置（自然災害） ※これまでの、自然災害の都度、特例措置の適用の有無を検討してきたが、近年の自然災害の頻発を受けて恒久化したもの。

■財形持家融資を返済中の被災勤労者向け返済方法の変更措置（平成29年4月26日～）

⇒自然災害にり災した財形持家融資を返済中の方を対象に、り災割合に応じて返済期間の延長等を行う措置

り災割合	払込の据置又は返済期間の延長期間	据置期間中の利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%
30%以上60%未満	2年	1.0%
60%以上	3年	1.5%

■自然災害により住宅等に被害を受けた勤労者向け貸付金利引下げ措置（平成30年4月1日～）

⇒自然災害で住宅に被害を受けた勤労者^{*}を対象に、当初5年ないし10年間通常金利より0.2%引き下げる措置

○ 自然災害により住宅に被害を受けた場合（当初5年間）^{*} 財形持家融資の条件を満たし、り災証明書の交付を受けた者

・申込期限：り災日から2年間

○ 指定災害（激甚災害の指定等を受けた災害）の場合（当初10年間）

・申込期限：り災日から5年間

・その他：「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となる。

令和2年9月より、以下の拡充を行った。

① 融資限度額を「『財形貯蓄残高の10倍相当額』又は『最大で所要額の90%』のいずれか低い額」から、

「『財形貯蓄残高の10倍相当額』又は『最大で所要額の99%』のいずれか低い額」に引き上げ

② 他の金利引下げ特例措置との併用を可能とする拡充

1 - 2. 財形持家融資制度の概要

特例措置（東日本大震災）

■東日本大震災の被災勤労者向けの措置

⇒財形持家融資を返済中の勤労者（貸付条件の変更）（平成23年3月17日～実施中）

返済が困難となった方を対象に、り災の程度によって、最長5年間、元金の返済を猶予する（返済猶予期間中は貸付利率を引き下げる）等の貸付条件の変更を行う措置

貸付条件の変更内容

罹災割合	払込の据置期間又は償還期間の延長期間	据置期間中の利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%引き下げた金利又は1.5%のいずれか低い方
30%以上60%未満	3年	1.0%引き下げた金利又は1.0%のいずれか低い方
60%以上	5年	1.5%引き下げた金利又は0.5%のいずれか低い方

貸付条件変更の実績

年度	件数
平成23年度	13件
25年度	1件

⇒新たに住宅の建設等をする勤労者（平成23年7月8日～令和3年3月31日※）

財形持家融資の条件を満たし、住宅の倒壊等の被害を受けた勤労者に対して、一定の金額については、当初5年間は金利0%で、6年目から10年目までは通常金利より原則0.53%引き下げる措置。

東日本大震災 特例貸付実施状況（融資実行ベース）

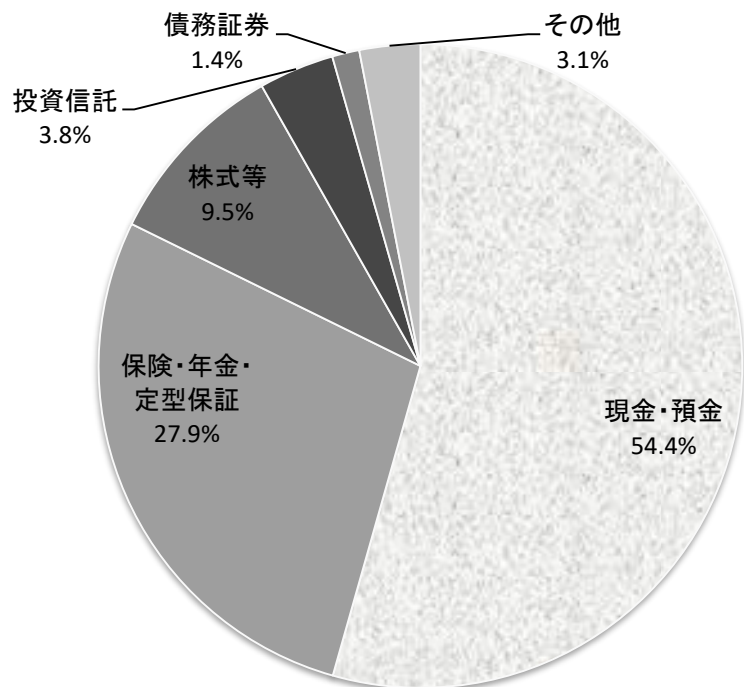
年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計
貸付件数	20件	33件	23件	12件	10件	9件	10件	7件	4件	128件

※ 令和7年度末まで5年間延長する予定である。

2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○近年、金融商品の多様化が進む中、国民が有する金融資産額の5割超を現金・預金が占めている。

○我が国の家計が保有する金融資産



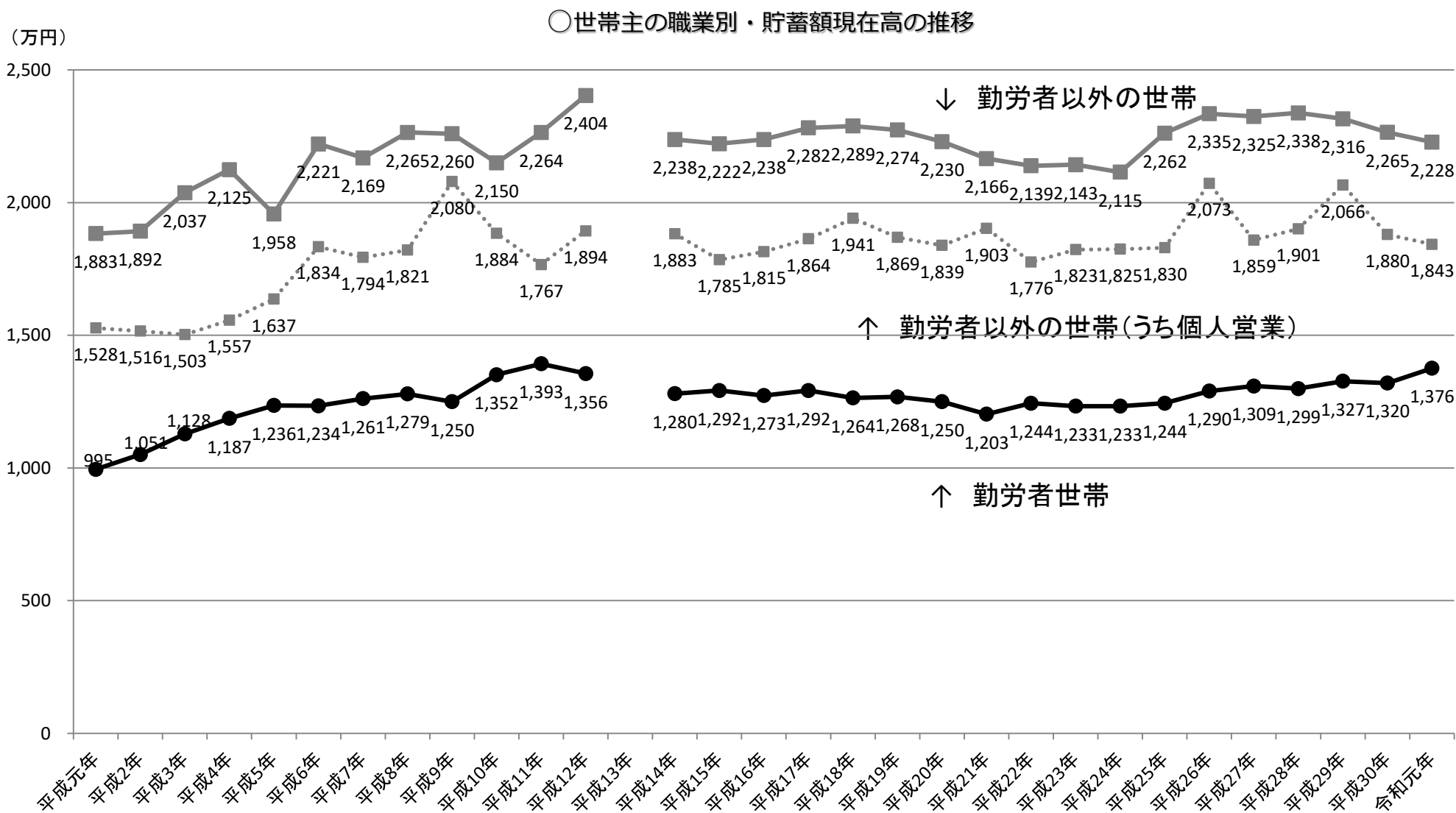
家計が保有する金融資産の構成

令和2年9月末	残高(兆円)	構成比 (%)
金融資産計	1,901	100.0%
現金・預金	1,034	54.4%
保険・年金・定型保証	530	27.9%
株式等	181	9.5%
投資信託	72	3.8%
債務証券	26	1.4%
その他	58	3.1%

資料：日本銀行「資金循環統計」

2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の家計における貯蓄額については、勤労者以外の世帯との格差が依然として存在している。



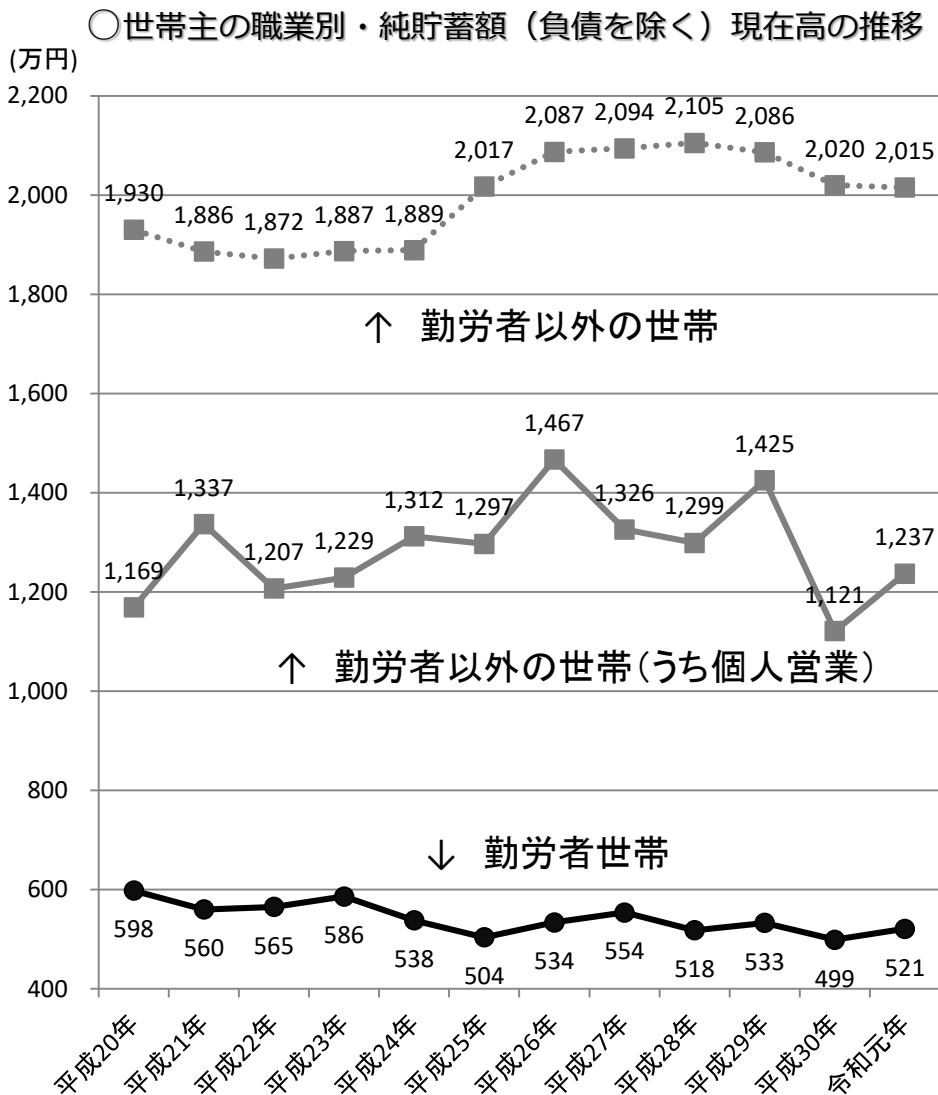
資料：総務省統計局「家計調査」（平成12年以前については総務省統計局「貯蓄動向調査」）

※「貯蓄動向調査」は平成12年で調査終了しているため、「家計調査」での調査開始前の平成13年については、データが存在しない。

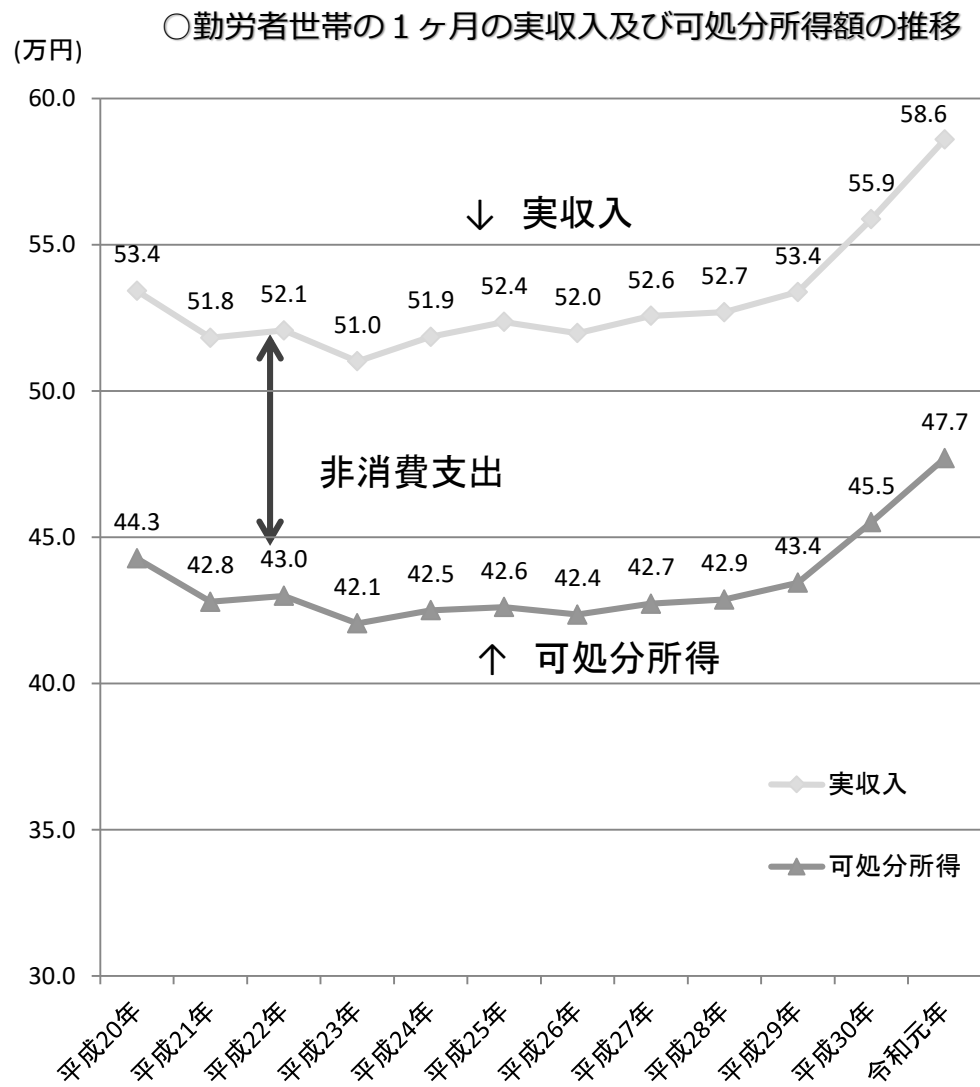
2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の純貯蓄額（貯蓄-負債）についても、勤労者以外の世帯と開きがある。

○勤労者世帯の家計において、可処分所得は近年増加している。



資料:総務省統計局「家計調査」

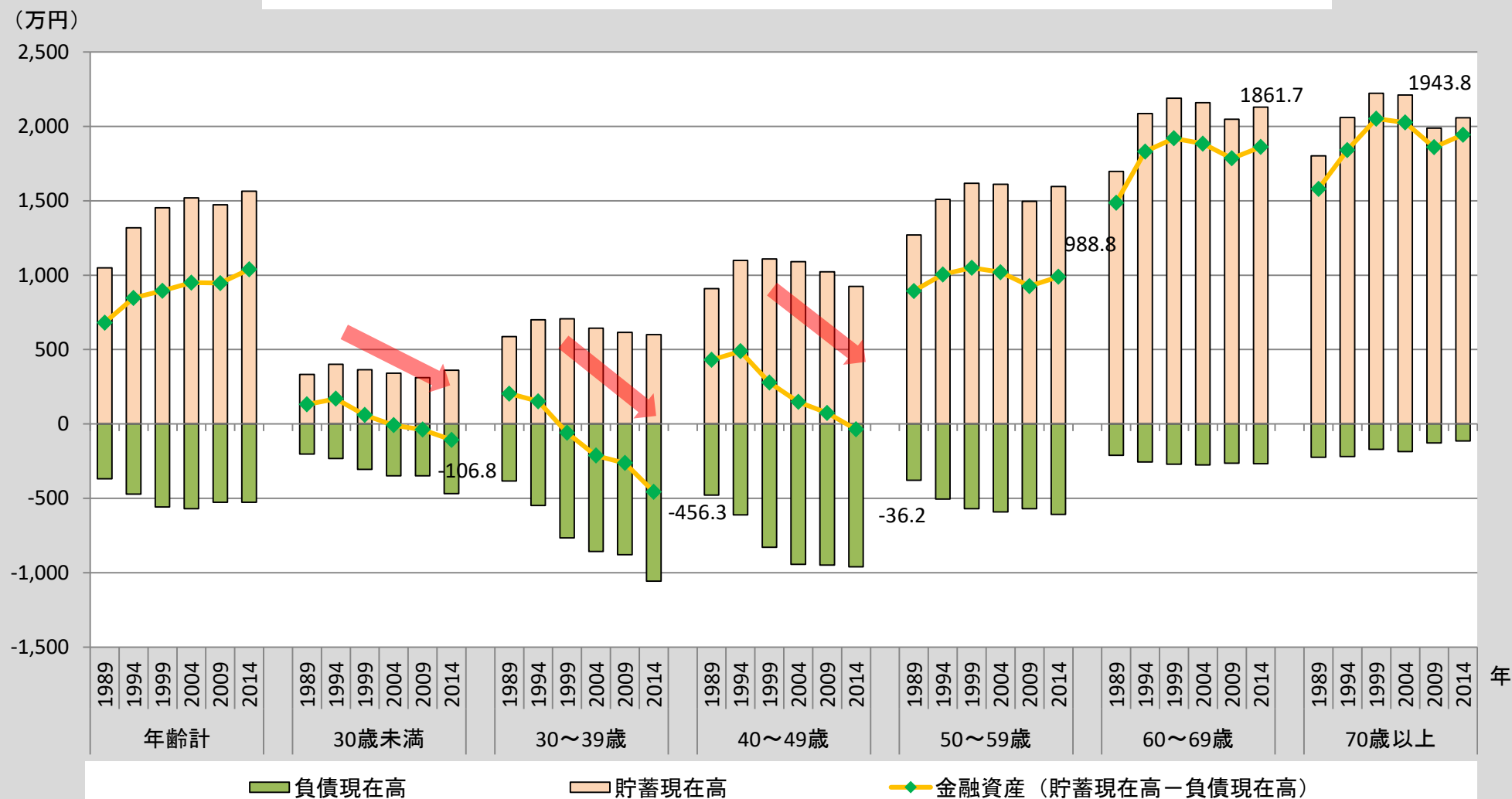


資料:総務省統計局「家計調査」

2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○二人以上世帯の金融資産額の推移をみると、世帯主40歳代以下は減少傾向、50歳代以上は横ばいである。

世帯主の年齢階級別 1世帯当たり金融資産額の推移(二人以上の世帯)

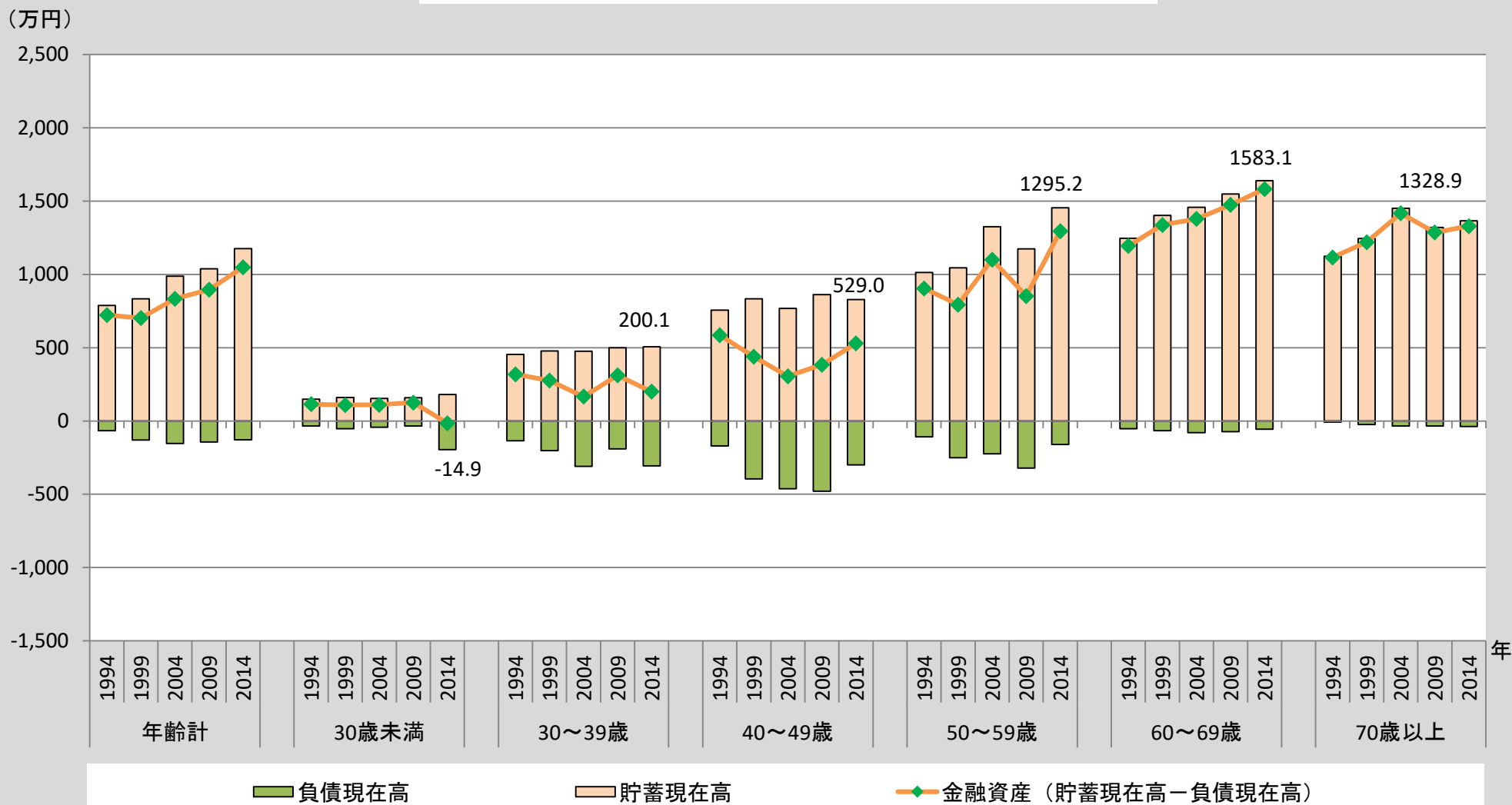


資料:総務省統計局「全国消費実態調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○単身世帯の金融資産額の推移をみると、40歳代以下は横ばいであるが、50～60歳代は増加傾向が見られる。

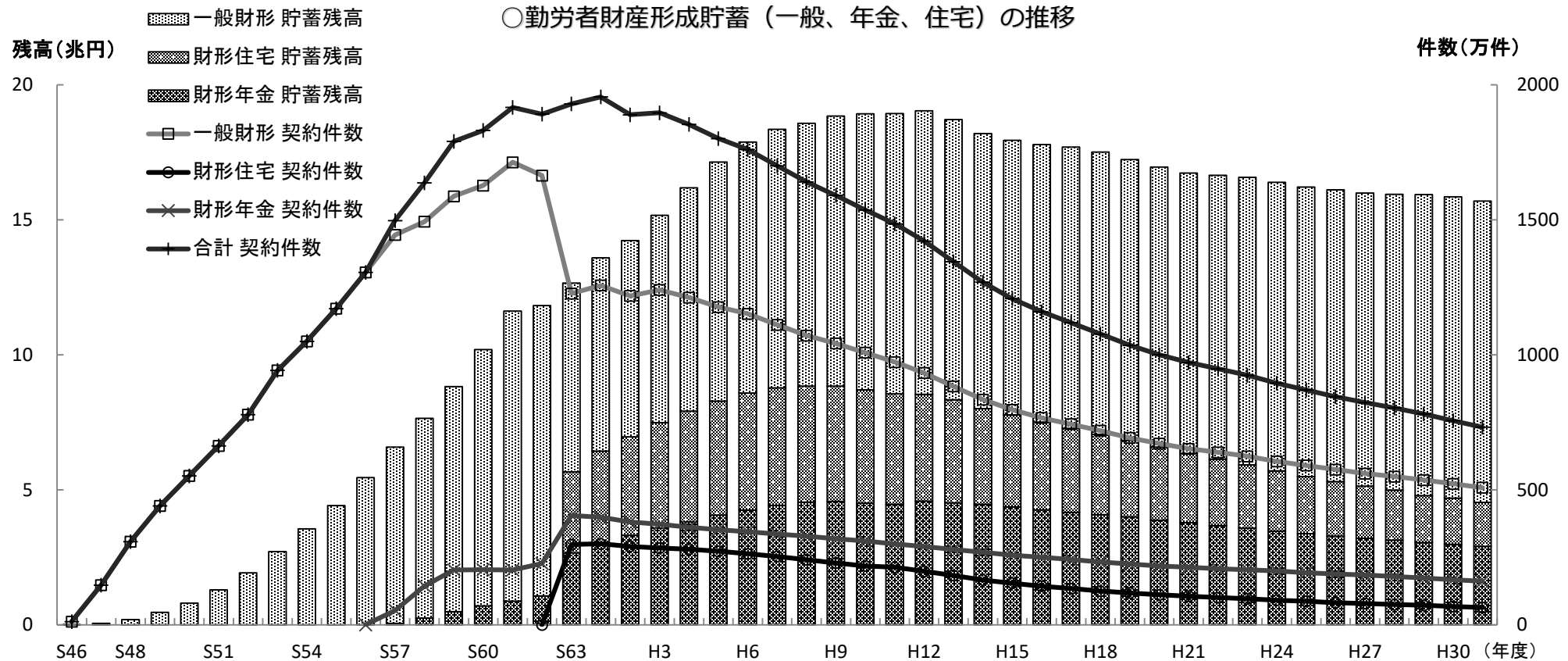
世帯主の年齢階級別 1世帯当たり金融資産額の推移(単身世帯)



資料:総務省統計局「全国消費実態調査」

2-2. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

○財形貯蓄の利用件数・貯蓄残高は引き続き減少の傾向にある。



(単位:千件、百万円)

年 度	一般財形貯蓄		財形年金貯蓄		財形住宅貯蓄		合 計	
	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高
平成 27 年度	5,603	10,854,149	1,838	3,203,314	790	1,933,030	8,231	15,990,493
平成 28 年度	5,485	10,956,196	1,794	3,134,892	751	1,848,891	8,030	15,939,979
平成 29 年度	5,360	11,141,862	1,734	3,039,184	718	1,746,468	7,812	15,927,515
平成 30 年度	5,217	11,160,005	1,670	2,982,787	678	1,709,262	7,564	15,852,055
令和 元 年度	5,075	11,157,306	1,609	2,907,892	637	1,626,107	7,321	15,691,306

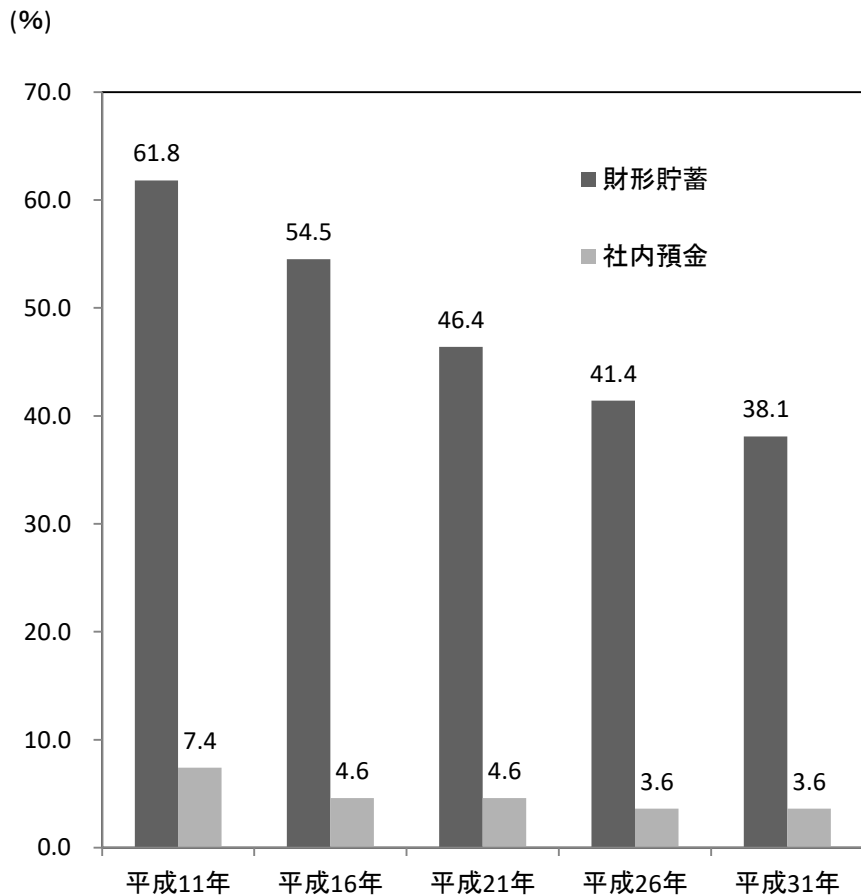
資料:厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

注:件数及び残高は各年度末の数値である。

2-2. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

○財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。
社内預金制度も同様に減少しており、企業の貯蓄制度は減少傾向にある。

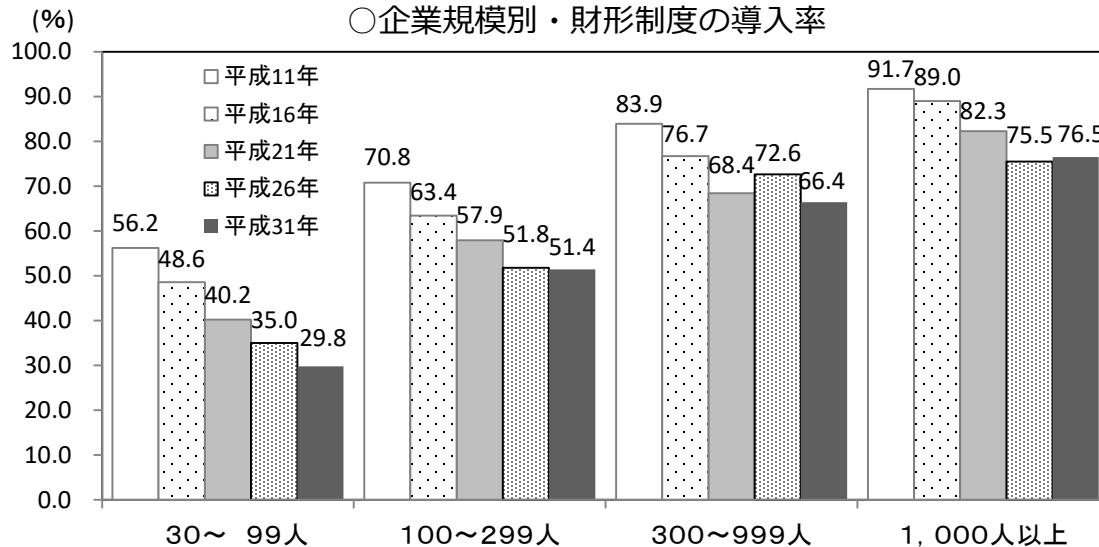
○貯蓄制度の事業所導入割合の推移



資料: 厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」
※この調査は事業所規模30人以上の事業所に調査したものである。
※平成31年1月1日現在での調査である。

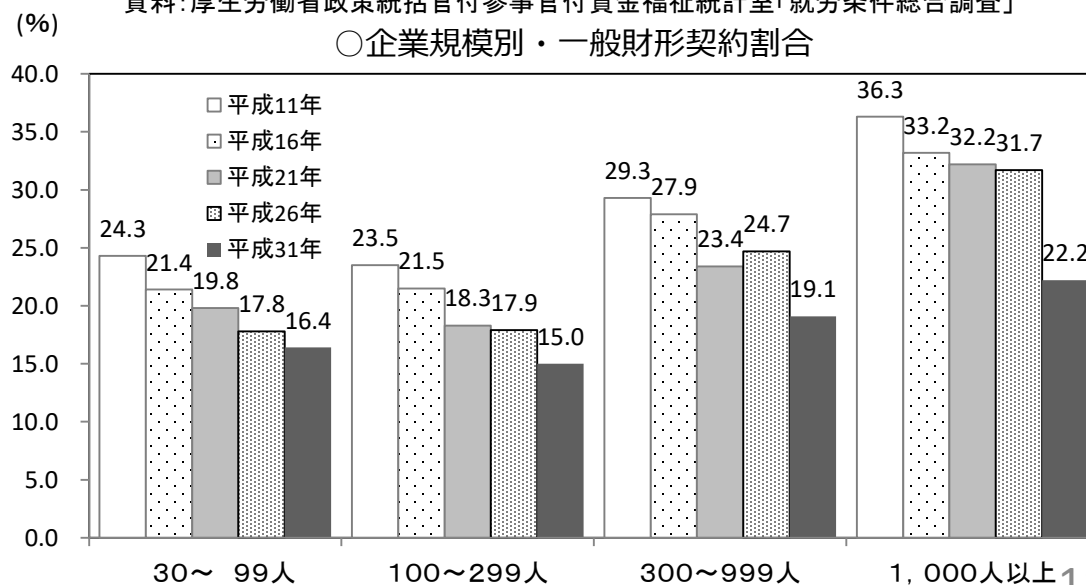
○財形貯蓄制度の導入割合と制度のある企業における契約労働者割合は企業規模が小さいほど低い。

○企業規模別・財形制度の導入率



資料: 厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」

○企業規模別・一般財形契約割合



資料: 厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」

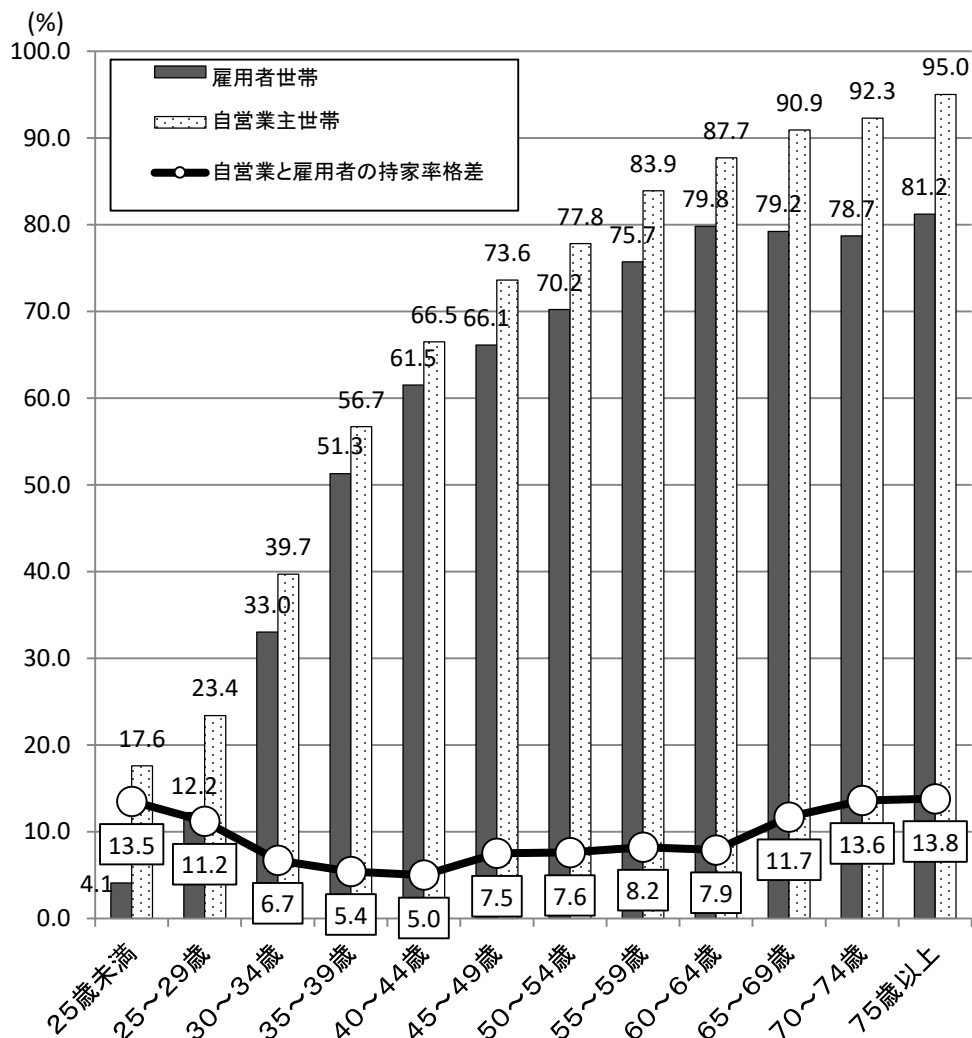
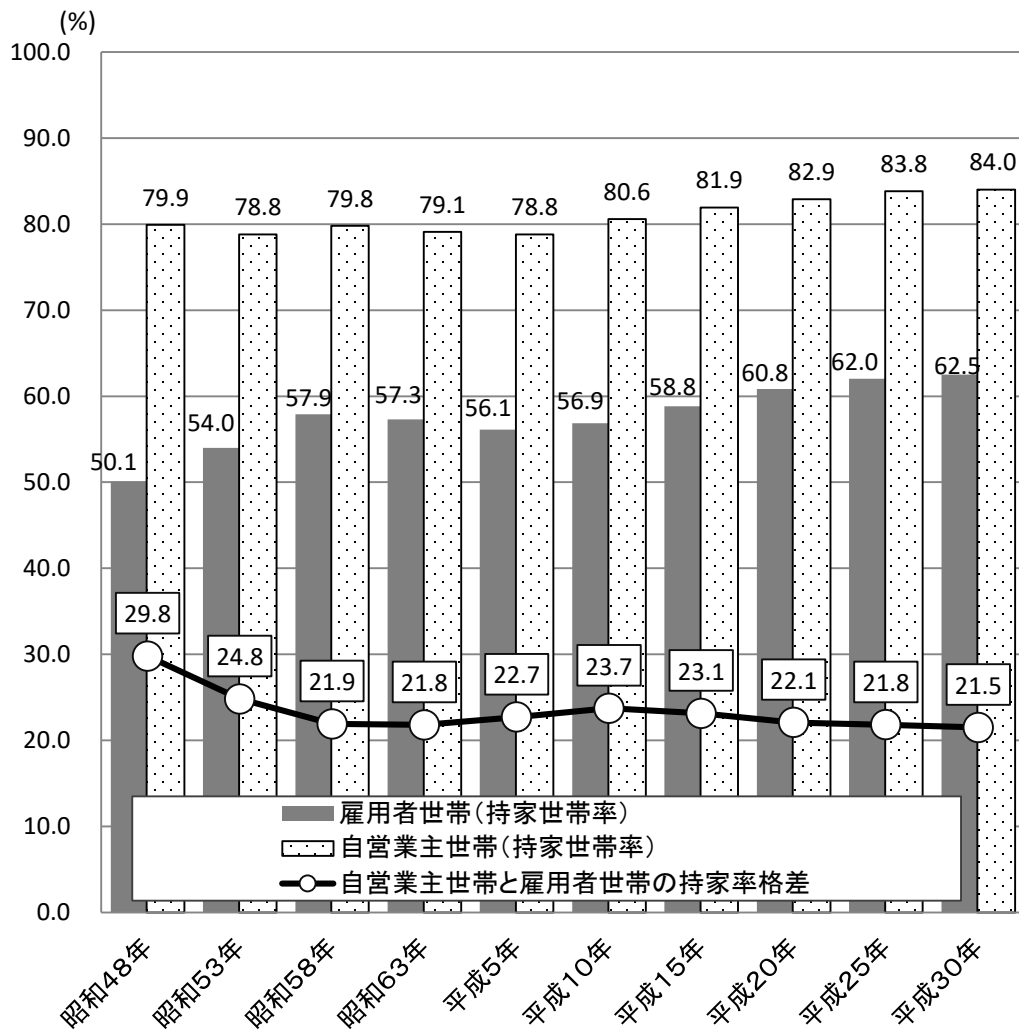
3-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

○雇用者世帯の持家率については、自営業主世帯との格差が依然として存在している。

○年齢別に比較しても、雇用者世帯と自営業主世帯の持家率には格差が存在している。

○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率及び持家率格差の推移

○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率及び持家率格差(年齢別)



資料:総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」

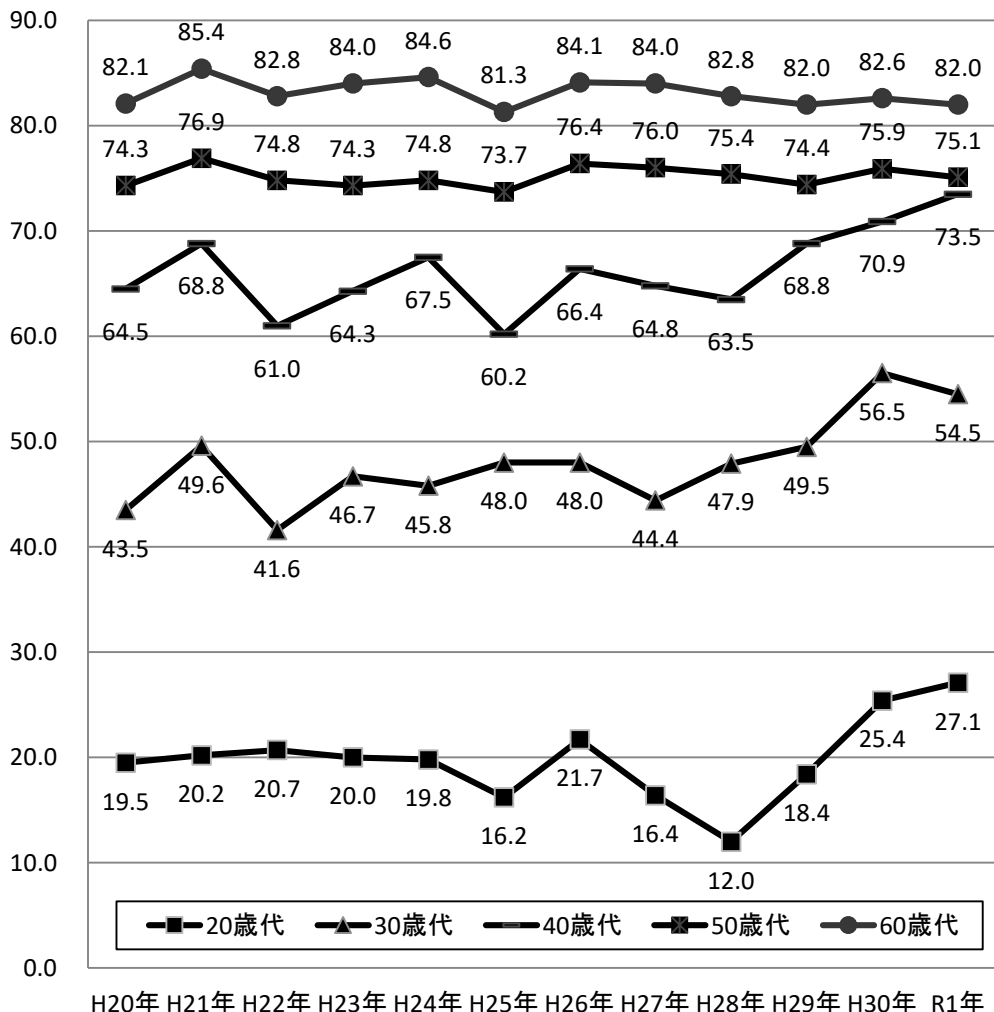
資料:総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」

3-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

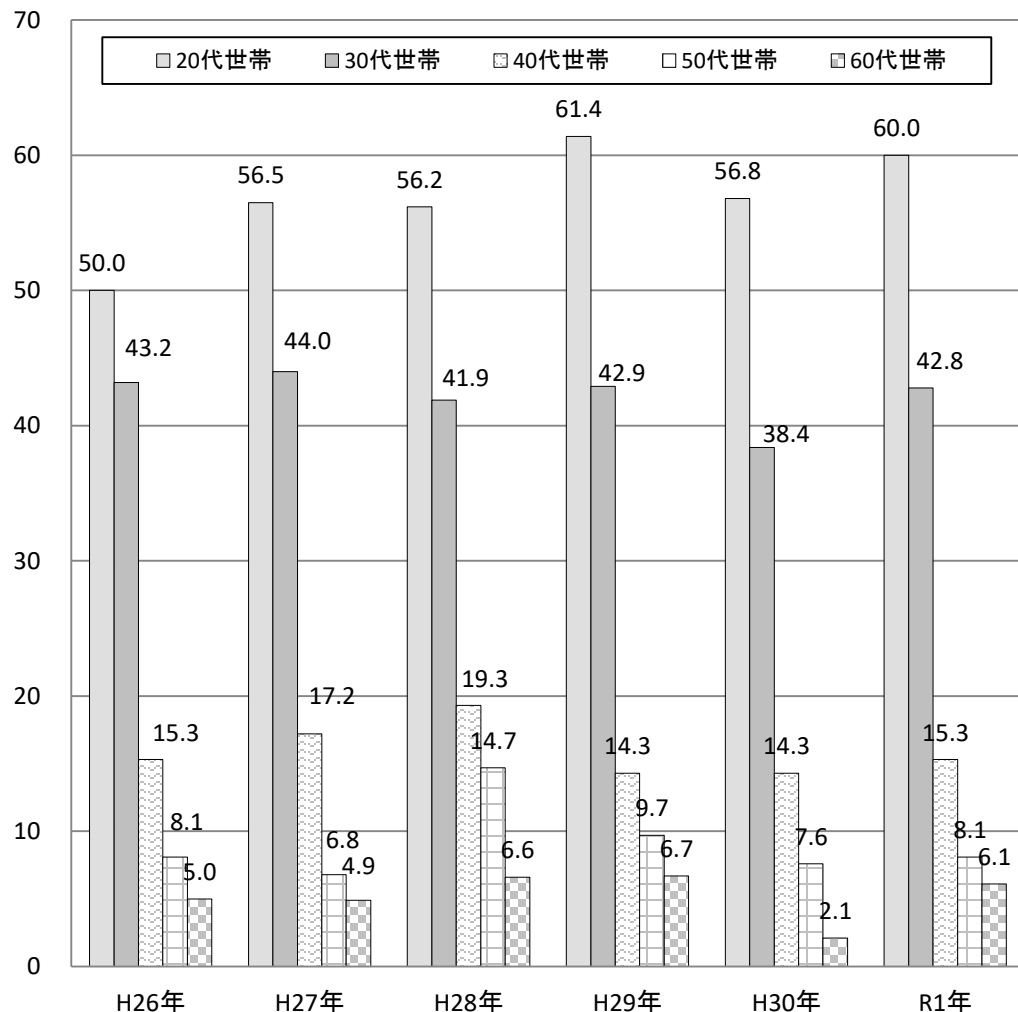
○20歳代、30歳代の持家世帯割合の増加が顕著である。

○20歳代の約7割、30歳代の約5割が持家でないが、そのうち20歳代の約6割、30歳代の約4割が今後10年以内の持家取得を予定している。

○持家世帯が占める割合（年齢別）



○持家のない世帯の世代別住宅取得予定割合

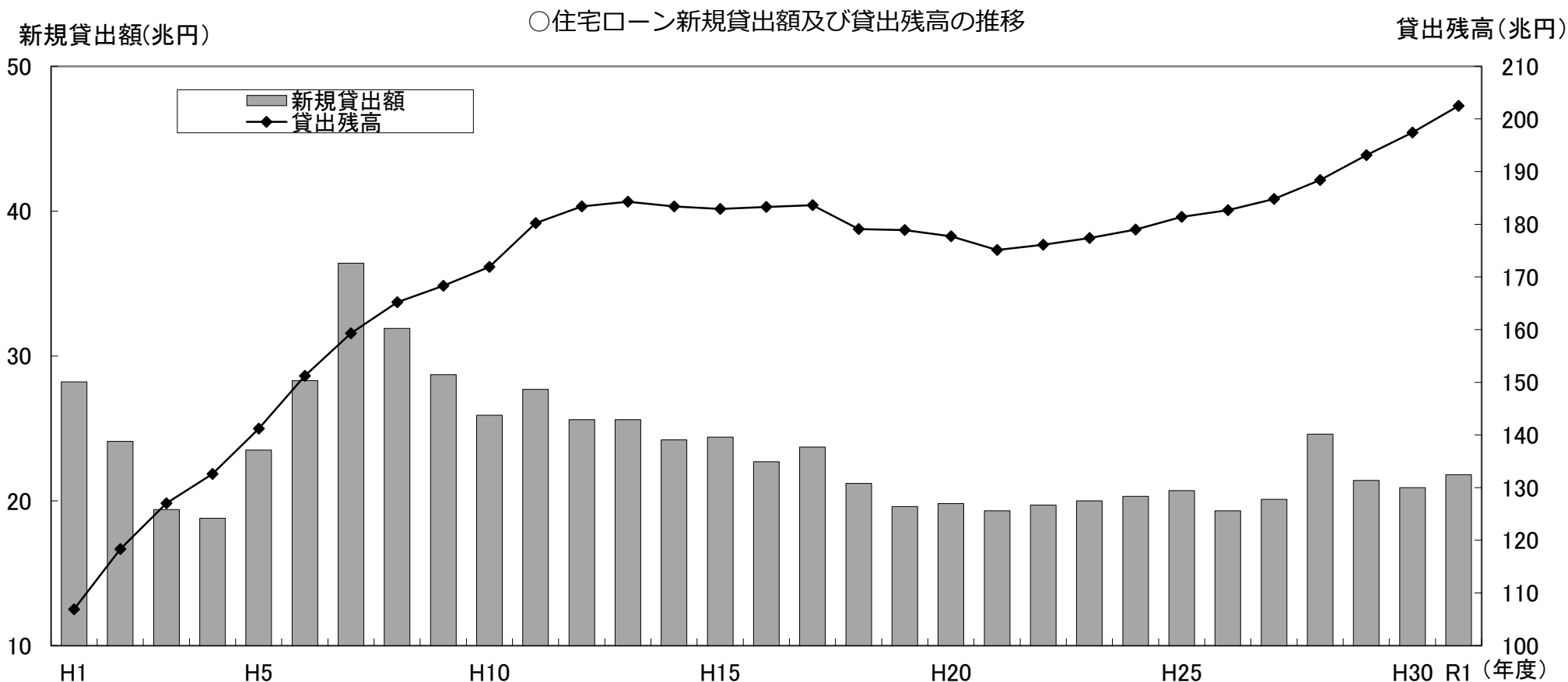


資料：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査](令和元年)」

資料：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査](令和元年)」

3-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

○住宅ローンの新規貸出額は、平成7年度をピークに漸減傾向となっていたところ、近年は20兆円前後で推移している。



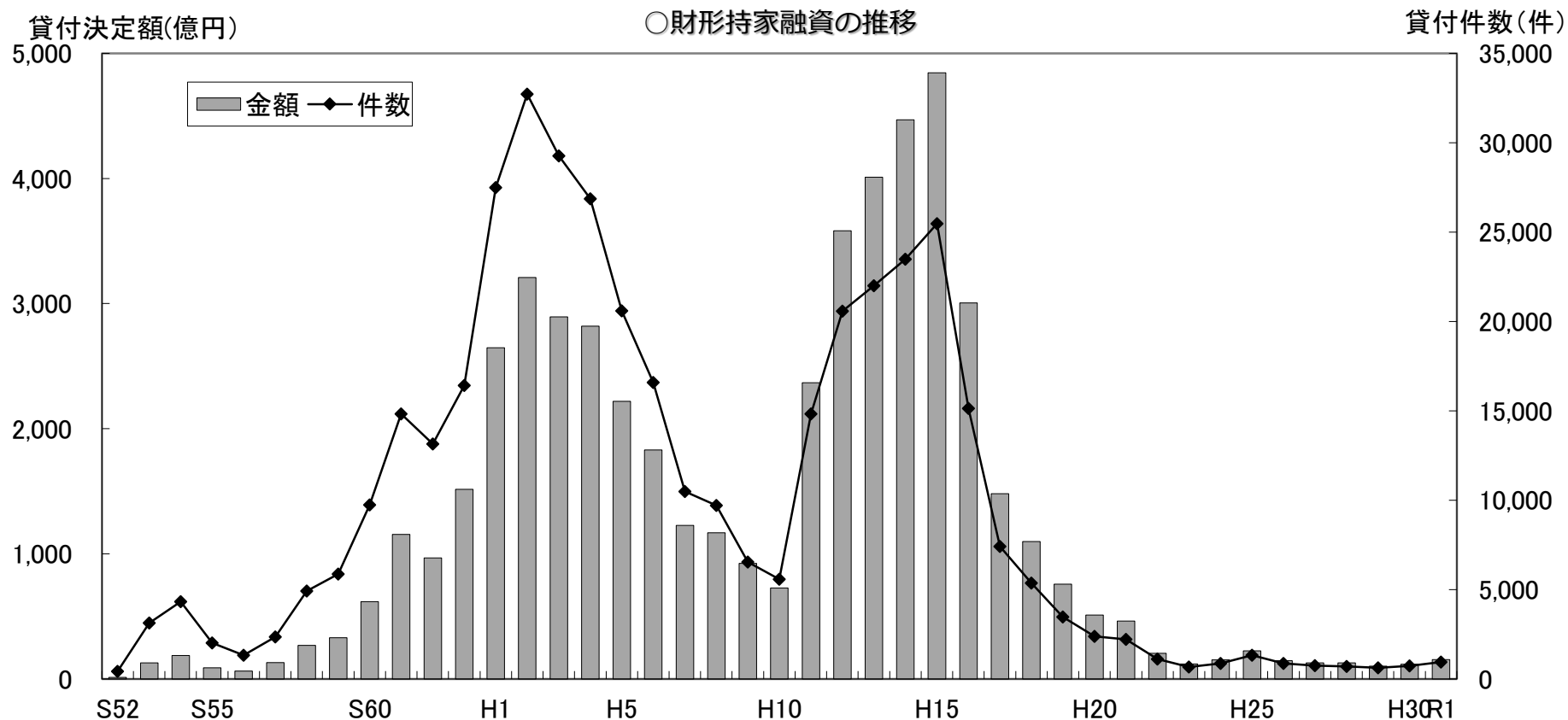
【過去5年度分の推移】

年 度	新規貸出額 (兆円)	貸出残高 (兆円)
平成 27 年度	20.1	184.8
平成 28 年度	24.6	188.4
平成 29 年度	21.4	193.1
平成 30 年度	20.9	197.4
令和 元 年度	21.8	202.5

資料：(独)住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移」

3-2. 財形持家融資制度をめぐる状況について

○令和元年度の財形持家融資の実績は、貸付決定件数が939件、貸付決定額は154億円となり、貸付決定件数、貸付決定金額ともに前年に続き増加した。

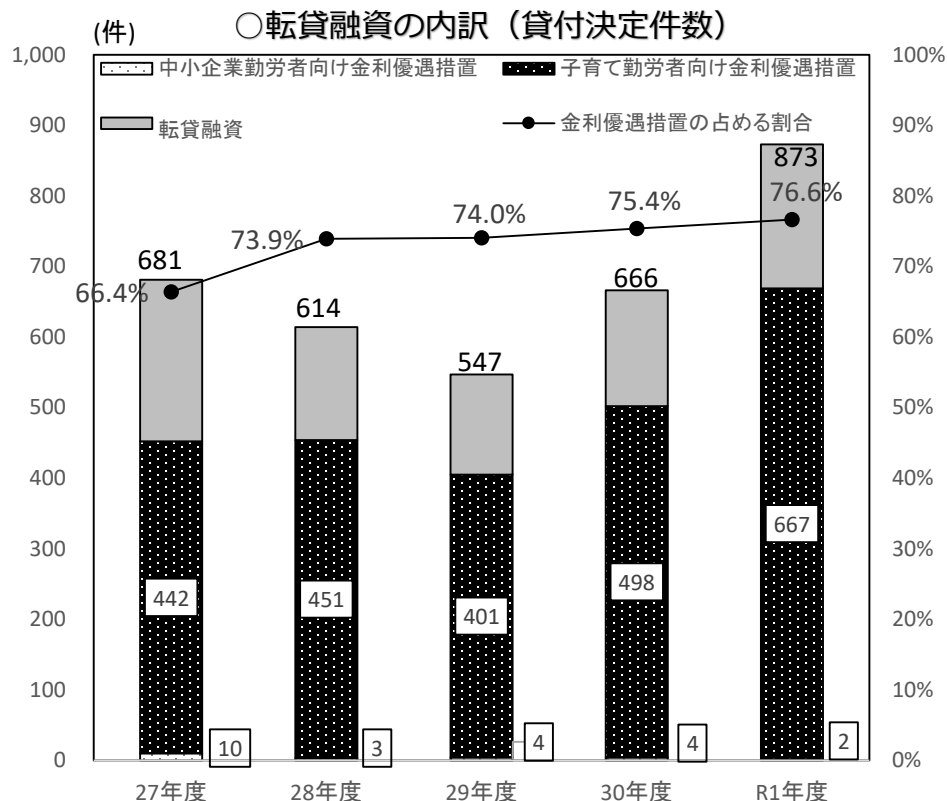
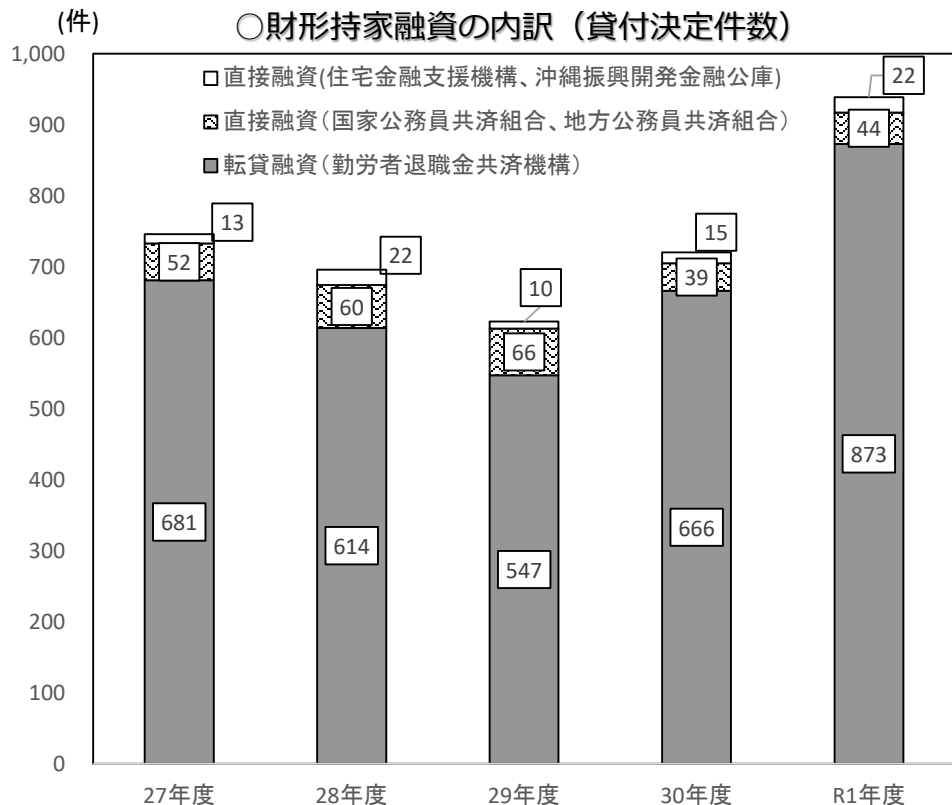


【過去5年度分の実績】

年 度	(単位：件、百万円)		
	貸付決定件数	貸付決定額	融資残高
平成 27 年度	746	12,892	887,297
平成 28 年度	696	12,847	786,225
平成 29 年度	623	10,231	702,548
平成 30 年度	720	11,749	629,053
令和 元 年度	939	15,402	564,173

3-2. 財形持家融資制度をめぐる状況について

○令和元年度の財形持家融資の実績は、平成30年度に続き2年連続の増加となった。転貸融資に占める子育て勤労者・中小企業勤労者向け金利優遇措置を利用する割合は、4分の3を超えている。



【過去5年度分の実績】

(単位：件)

年度	貸付決定件数	うち転貸融資 (勤労者退職金共済機構)		
		うち中小企業勤労者向け金利優遇措置	うち子育て勤労者向け金利優遇措置	うち中小企業勤労者向け金利優遇措置
平成 27 年度	746	681	10	442
平成 28 年度	696	614	3	451
平成 29 年度	623	547	4	401
平成 30 年度	720	666	4	498
令和 元 年度	939	873	2	667

4. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

(独) 勤労者退職金共済機構 第4期中期目標【平成30年度～令和4年度】(抜粋)

(1) 融資業務の着実な実施

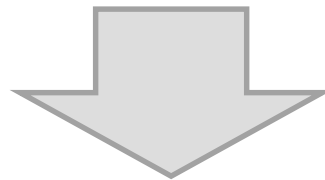
適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること

(2) 利用促進対策の効果的实施

政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと

(3) 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること



(独) 勤労者退職金共済機構の中期目標達成に向けた主な取組み【令和2年度】

- 適正な貸付金利の設定となるよう、調達方法の見直しの必要性を検証へ
- 子育て勤労者・中小企業勤労者への金利優遇措置の延長等を検討
- 自然災害により住宅等に被害を受けた勤労者向け特例措置の拡充
- 普及広報活動の実施
 - ・ 財形貯蓄制度及び転貸融資制度について広報の実施、効果検証等
テレビCM、ちらし配布、動画配信、SNSを活用した広告掲載等
 - ・ 昨年度と同様に若年勤労者・経営者・非正規雇用労働者をターゲットに広報展開
 - ・ 各都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」による周知・広報

4. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

第4期中期目標（平成30年度から令和4年度）の指標	令和元年度の実績
1 融資業務の着実な実施	
● 財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から <u>平均5業務日以下</u> とする。	平均4.02日（5営業日以内94.3%）
2 利用促進対策の効果的实施	
● 財形持家融資等に関する相談受付件数を、 <u>毎年度700件以上</u> とする。	728件
● 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、（5年間で） <u>合計2,080件以上</u> とする。	873件 【（平成30年度からの累計）1,539件／2,080件：進捗率74.0%】
● ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、 <u>毎年度31万件以上</u> とする。	約68万件
● ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすさ等の割合）を <u>毎年度80%以上</u> とする。	81.9%
3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	
● 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等において、 <u>毎年度15回以上</u> 、財形持家融資制度の利用促進を図る。	14回開催、参加事業所457社（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡等） ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2～3月に予定されていた説明会（2回）が中止となった。

5. 財形制度導入企業等のヒアリング結果

- 財形制度の現状把握のために、導入企業（大企業12社、中小企業4社）、有識者（大学教授、FP）、財形事務を受託するアウトソーサーにヒアリングを実施。
- ※ 従業員300人以下を「中小企業」、301人以上を「大企業」（うち、1,000人以上は7社）とした。

1. 財形制度導入の目的、非正規雇用労働者への適用

- 近年、企業が福利厚生を導入する目的は、生産性向上、ストレス低減、採用力寄与等であり、問題解決の処方箋として福利厚生を活用しようとの考えがある。資産形成制度は20歳代の社員を中心に人気があり人気がある。【有識者】
- 財形制度を導入する狙いは、福利厚生の1メニューとして「人材の確保・定着」、「従業員の仕事に対する意欲の向上」、「企業への信頼感やロイヤリティの醸成」等に寄与することを期待する企業が多かった。
また、「費用を掛けずにできる福利厚生制度であるため」【中小企業】という声もあった。
- 企業にとっての財形制度導入のメリットとして、社員の資産形成に寄与するというだけでなく、自助努力制度（財形、DC、任意団体保険等）を利用する従業員ほど、定着性、貢献意欲、勤勉性が高い傾向が見て取れる。【有識者】
- 非正規雇用労働者への財形制度の適用については、「同一労働同一賃金の取組みに伴い福利厚生制度を見直しを行い、対象とすることとした」【大企業】という企業や、「以前より非正規雇用労働者であっても、財形制度の利用を可能としている」【大企業】という企業があった。
- 非正規雇用労働者も財形加入が可能な企業からは、そのメリットとして「正社員と同等に処遇されることにより会社への信頼感が増す」【大企業】といった意見が聞かれた。



2. 財形導入企業における周知・加入のきっかけ

- 募集時期は、「通年」という回答が多かったが、「年1、2回」という企業も見られた。

【大企業、中小企業】

- 周知の方法として、イントラネットへの資料の掲載、新入社員研修、社員へのメール等を行っているが、財形制度について独自にまとめた資料・冊子をイントラネットに掲載している企業【大企業】も見られた。
- 加入のきっかけとして多く聞かれたのは、「新入社員研修での説明」、「先輩からの口コミ」、「イントラネットに掲載された資料の閲覧」など。寮・社宅に入居する条件として、一定程度の年齢までに寮を出られるよう資産形成を促す趣旨で、財形制度加入を必須としている企業【大企業】もあった。
- 財形融資については、福利厚生会社が定期的に社内でセミナーを開催している企業もあった。
- 財形加入をためらうきっかけとして、「勤め先に貯蓄残高等を知られたくない」という意見が聞かれることがあるが、ヒアリング実施企業からは、「財形事務はグループ企業に外注しており、一部払出しの場合でも上司の決裁は不要であるため、会社としては、資産形成の状況は気にしていない」【大企業】との声も聞かれた。



3. 財形制度の課題

【非課税財形の加入年齢要件】

- 年に2～3件ではあるが、55歳超の社員から加入したいという要望はある。【大企業】
- ちょうど55歳ごろは住宅ローンの完済間近であるなど生活に余裕ができていること、また、老後の資産を意識する時期であることから、財形年金の加入ニーズはある。【中小企業】

【財形貯蓄のポータビリティ】

- 中途採用者から財形の引き継ぎを要望されたことがあるか5社に聞いたところ、1社【大企業】はグループ外企業からの中途採用者について、金融機関の移管手続をして継続させた例があった。3社【大企業】は、グループ内企業からの転籍者の継続例はあった。残る1社【中小企業】は、当該企業での継続事例はなかったものの、グループ内企業において継続事例（グループ外からの転職者）があった。

【事務負担】

- 財形制度は紙媒体での申請のみであるので、電子媒体での申請を可能とさせていただきたい。一方で、引き出しにくさにより貯まっていくという一面もあるので、引き出しやすくなると財形らしさが失われるジレンマを感じる。【大企業、中小企業】
- 財形制度の課題として、紙ベースでの申請のみであること、金融機関によってルールが異なる（申請様式、審査ルール等）ため、企業の担当者の熟練を要することである。【アウトソーサー】
- 煩雑であると感じるのは、まず紙が多く、アナログ処理が多いことである。過去の申請状況等もわからないと困ることがあるので利用者毎に紙ファイルで管理しているが、事務が繁雑でありかつ保管場所にも困っている。【大企業】
- 紙ベースの事務手続きについては、郵送のコストがかかる。【大企業】
- 本人印について、加入当初に登録したものとは別の印鑑を使ってしまい、印鑑相違で書類の手戻りが多発している。【大企業】
- 分社化があると、会社間異動となり、退職、入社の手続きが発生する。年に1～2回、1回あたり2～3千件の異動申告書にマイナンバーを記入する必要があり、大変な負担である。【大企業】
- 非課税財形について、限度額に近づく従業員がおり、中断と減額を繰り返す手続きが手間である。中断して2年後にはまた再開する必要があるが、その手続きの漏れが生じるおそれもある。【大企業】



※ 今回の中小企業に対するヒアリングでは、加入者数が少なく処理件数が少ないことや、労働組合が協力的で手続きの受付や利用者からの相談対応を行っており、会社としては天引きと会社印の押印のみであることなどから、会社の事務負担が大きいという声はほとんど聞かれなかった。一方で、現場の作業に従事する従業員が財形貯蓄の一部払い出しのために休暇を取得して事務所に立ち寄るなど、従業員の手間が大きいとの声も聞かれた。【中小企業】

【その他】

- 住宅財形の適格払出しをする際に準備することとされている書類を準備すると非課税のメリットを超えて費用倒れとなってしまう。【大企業、中小企業】
- 融資限度額4,000万円を引き上げてほしい。【大企業】
- 4,000万円について、転職が当たり前の現在、長期の高額ローンはリスクがあること、中古住宅の余剰、地方の状況を考えれば、引き上げの必要性は感じない。【有識者】
- 財形融資の限度額4,000万円については、返済を考えると妥当であると思う。【有識者】

4. その他

- 「勤労者財産形成貯蓄制度」や「勤労者財産形成持家融資制度」という名称はいかにも堅い。【有識者】
- 財形制度を周知するに当たり、FPを通じた広報を考えるべき。但し、財形制度を認知していないFPが多いので、FP向けの講習会を開催してはどうか。FPは財形制度を知る機会がないだけで、潜在的な関心はある。【有識者】
- 利息が安いなどという前に、一般財形でまず貯める習慣づけが有用。その際、家計管理、生活設計教育とセットで行うことが大事。【有識者】
- ネット銀行は人件費が抑えられているので、財形で活用する手はあるのではないかと（魅力的な商品の提供が可能）。【有識者】
- 財形貯蓄の引き出しに手数料がかからないのであれば、低金利下では金利と同じくらいのメリットがある。【有識者】
- 財形貯蓄は残高通知が年2回程度であり、いつでも確認することができない。現在、いくら貯まっているのかという実感がない。【有識者】
- 財形融資については、リフォームでも住宅取得と同一金利であり、おそらく国内で最低金利ではないか。また、財形融資の貸付金利は融資実行時ではなく、申込時の金利が適用される。融資実行時に金利が上昇するリスクを回避できるのは、他の金融機関では見られないメリットである。【有識者】



1. 大綱の概要

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、以下の措置を講ずる。

2. 制度の内容

(1) 申込書等の提出の電子化

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申込書等について、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を行うことができることとする。

(2) 勤務先異動申告書の提出の一括化

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人につき、前の勤務先から他の勤務先への異動があり、かつ、一定の場合に該当する場合には、当該個人の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書の提出に代えて、当該他の勤務先の長が、当該勤務先異動申告書と同様の事項を記載した書類を、金融機関の営業所等を経由して所轄税務署長に提出することができることとする。

(3) 異動申告書の提出の一括化

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人につき、賃金の支払者等の名称又は所在地の変更があった場合その他一定の場合には、当該個人の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書の提出に代えて、当該個人の勤務先の長が、当該異動申告書と同様の事項を記載した書類を、金融機関の営業所等を経由して所轄税務署長に提出することができるという現行の取扱を法令に規定する。

(4) その他所要の措置

1. 大綱の概要

東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を5年延長する。

2. 制度の内容

- 公的貸付機関等（株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構から金銭の貸付けを受けた者等）や民間金融機関（労働金庫等）が、東日本大震災により被害を受けた者を対象に特別貸付けを行う場合の印紙税について、非課税とする特例措置。
- 本特例措置の延長（令和7年度末まで）により、東日本大震災により被害を受けた者の生活や事業の再建の支援等を通じて被災地域の復興の十分な後押しを図る。

